

# ドイツにおける教会内部の 労働法関係の憲法学的考察

— 教会の自律権の憲法上の保障を中心として —

木村 俊夫 (九州国際大学)

## はじめに

宗教団体の内部紛争についての法理論構成は、基本的人権の私人間効力、傾向経営体、部分社会論の判断枠組と共通する側面がある。しかし、宗教団体の内部紛争については、日本国憲法20条に根拠を置く宗教団体の自律権からする独自の判断枠組が存在する。例えば、最高裁判所は、宗教団体の内部紛争に関し、㊦訴訟物が宗教上の教義・地位それ自体である場合には、宗教上の地位の存否や懲戒処分等の効力の有無の確認訴訟は、法律上の争訟に該当せず、㊧具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、実質的な争点として、宗教上の教義・信仰内容を判断せざるをえない場合は、法律上の争訟性を欠く、という判例法理を確立している<sup>1)</sup>。

この判例法理に、宗教団体の内部紛争についての判断基準も準拠しなければならない。それにもかかわらず、上述の判断枠組相互の区別については、我国においては、未だ必ずしも明確には意識されていない。そこで本稿は、ドイツにおける教会内部の労働法関係を教会の自律権の憲法上の保障の観点から考察し、ラインハルト・リヒアルディの理論<sup>2)</sup>を参考にして、それらの区別を明確にせんとするものである。

ドイツのボン基本法140条は、ワイマール憲法の教会条項を編入し、国教会を否定しつつ、教会の固有事務に関する独自の立法権と教会裁判制度を含む教会の自律権を承認し、教会に公法上の団体の地位を与えるなど、独特の「国家教会法」を定めている<sup>3)</sup>。我国には、ドイツのように、教会法、経営組織法、

共同決定法、連邦職員代表法のような法制もなく、教会労働組合なるものも存在しないに等しいので、その相違を認識しつつ、教会の自律権の憲法上の保障の意義を中心に論じる。

なお、教会の自律権に関する文献は、我国においては少なく、最近の論文としては、石川健治と塩津徹会員の優れた先行研究がある<sup>4)</sup>。

## I. ドイツのボン基本法における教会の自律権の憲法上の保障

### 1. コンラート・ヘッセによる憲法上の教会自律権論の整理

まず最初に、教会の自律権理論について、この分野の基本的文献であるコンラート・ヘッセの論文により、簡単に整理しておく<sup>5)</sup>。

ヘッセによれば、教会の自律権というのは、教会と宗教団体が自己の事務を、「すべての人に適用される法律の限界内で」、国の介入から自由に、処理し、管理する権利である。

それは、1848年のプロイセン憲法12条以来、ドイツ国家教会法の確固たる基礎になっている。現行憲法上の根拠は、ワイマール憲法137条3項を編入したボン基本法140条にある。信教の自由を定める基本法4条も自律権を保障している。そこでは、固有事務の処理とは、自主立法制定の自由、管理とは、指導および組織に関する決定の自由を意味し、これには、教会裁判所判決の独立性をも含む。

ここで問題なのは、教会および宗教団体の固有事務の範囲であるが、これについては、ヘッセによると、ワイマール憲法時代には、プロイセン上級行政裁判所の、ラント法によって規定されるとする国家決定説、アンシュッツの、裁判判決によって決定されるとするライヒ憲法規定説、エバースによる、事物の本性によって客観的に決定されるとする憲法前提説がある。ボン基本法制定後は、エバース説を踏襲した、事物の構造によって客観的に決定されるという、ミカート説、教会と宗教団体の理解が基準となるとするヘッケル説がある<sup>6)</sup>。

## 2. 教会の自律権の憲法上の保障に関する連邦憲法裁判所決定

教会の自律権の憲法上の保障に関する連邦憲法裁判所の決定には、1965年2月17日の「教区分割決定」<sup>7)</sup>、1968年10月16日の「廃品回収運動決定」<sup>8)</sup>、1976年9月21日の「ブレーメン牧師決定」<sup>9)</sup>、1977年10月11日の「ゴッホ事件決定」<sup>10)</sup>、1980年3月25日の「ノルトライン＝ウェストファーレン州病院法決定」<sup>11)</sup>、1981年2月17日の「公勤務・運輸・交通労働組合の立入権決定」<sup>12)</sup>、1983年12月13日の「破産賃金喪失手当割当金決定」<sup>13)</sup>、1985年6月4日の「忠誠義務決定」<sup>14)</sup>がある。

1965年の「教区分割決定」において、既に、教会は、本質的に国家から独立した自律権を有する制度であるということが憲法上承認されており、公権力である教会の法秩序の自主性・独立性も認められている。しかし何と言っても、教会の自律権の憲法上の保障の先例と目すべきは、1985年の「忠誠義務決定」である。これは、カトリックの青少年寮の出納係が、教会から脱退し解雇された事件と、カトリック教徒で公勤務・運輸・交通労働組合員であるカトリック慈善病院の勤務医が、雑誌記事の中で、墮胎罪を定める刑法218条に反対する意見に同調して、妊娠中絶対禁止のカトリック教会の教義と倫理の基本原則に背反し、教会に対する忠誠義務に違反するとして解雇された事件に対する決定である。

この決定の中で、連邦憲法裁判所は、教会の自律権の憲法上の保障について、次のような原則的立場を判示している。即ち、①教会の自律権の法的根拠は、ワイマル憲法137条3項と結合した基本法140条であり、これらは、宗教団体、したがって教会にも自己の事務を独立して、すべての人に適用される法律の制限の範囲内で処理し、管理する自由を保障する。②教会の自己処理・自己管理の保障は、公法上の団体である「組織的教会」のみならず、教会の自己理解に従って、その目的ないし使命に即して、教会の使命の一部を擁護し、遂行する場合に、その法的形式にかかわらず、教会付属施設にも帰属する。③教会の自己管理・自律権は、教会の基本的使命の観点から規定される慈善・社会奉仕の使命の追求の中でなされるすべての措置、例えば構造的性質を有する準則、および職員採用人事をも包括する。固有事務の処理と管理の自由の保

障は、教会の宗教的生命および活動の自由に、自己の生命に不可欠の、組織・規範定立・管理に関する決定の自由を追加するという、法的に独立した保障の意義を有する。④教会の自律権の憲法上の保障は、教会に、その施設の中での勤務内容と法的形式に関して判定することを保障する。したがって、それは教会の労働関係の形成にとって本質的な意味をもつ。⑤教会は、教会所属の被用者に、教会の教義・倫理の基本原則の尊重義務（忠誠義務）を課する権能を有する。

要するに、教会の自律権の憲法上の保障は、本来、教会が国家から独立し、その権力が国家から派生しないことに起源がある<sup>15)</sup>。その結果、教会には立法裁量が保障され、勤務組織・官職授与の要件等を自主的に規律できる。また、聖職者が職務を執行する限り、労働法は勤務関係に適用されない<sup>16)</sup>。これらは国法秩序からの除外ではなく、国法秩序内部における特別の地位を意味している<sup>17)</sup>。したがって、公法上の団体の地位を有する教会は、公務員雇用能力をもつが、公務員法大綱法の遵守を強制されない<sup>18)</sup>。

### 3. 教会法優位説と国法優位説

公法上の団体の地位を有する教会が、私法的法形式を採用する場合には、国の労働法の適用の問題、即ち、教会法が優位するか、あるいは国法が優位するかという問題が発生する。これにつき、教会法優位説と国法優位説の対立があるが、教会が私法的組織形態を採用した場合は、被用者は契約関係に立脚するので、国の労働法の適用は排除されないことから、国法優位説が通説となっている<sup>19)</sup>。これに対し、連邦憲法裁判所の「忠誠義務決定」は、教会法優位説にたっている<sup>20)</sup>。

### 4. 教会自律権の制約留保の意義

ワイマール憲法137条3項は、「各宗教団体は、すべての人に適用される法律の制限の範囲内で、独立に、その事務を処理し、かつ管理する。宗教団体は、国または市町村の協力なしに、その役職を授与する」と規定している。この規定から、教会自律権に「すべての人に適用される法律の制限の範囲内で」とい

う制約留保が付されていることが判る。

では、この制約留保をどう理解すべきか。連邦憲法裁判所は、教会自律権の制約留保につき、「ブレーメン牧師決定」では、「教区分割決定」を引用しつつ、教会の純内部事項には、「すべての人に適用される法律」は拘束力がないと判示した<sup>21)</sup>。「ノルトライン＝ウェストファーレン州病院法決定」では、「ブレーメン牧師決定」を引用して、「すべての人に適用される法律」は、憲法の実質的価値の観点から解釈されると判示して、教会の特別の独立性を強調した<sup>22)</sup>。「破産賃金喪失手当割当金決定」は、教会の自由と制約目的の相互作用は適切な利益衡量で解決すべきと判示した<sup>23)</sup>。

これらの決定においては、教会の自己理解が国家を拘束するという見解が維持されている。したがって、教会の自律権の制約留保は教会法秩序と憲法との整合性の基礎という意義を持つ<sup>24)</sup>。

## 5. 憲法上の自律権に基づく自主立法としての教会労働法

教会は、憲法上の自律権に基づき、自主立法としての教会労働法を制定できる。その適用範囲は、教会組織だけではなく、教会付属のすべての組織に及ぶ<sup>25)</sup>。教会が公法上の資格を保障されると、ワイマル憲法137条5項と結合した基本法140条によって、公務員任用能力をもつので、独自の勤務法を、信仰にのっとった理解に従って、公法の基礎の上に創設できる。ただし、これには法律の制約留保が伴うが、その解釈は、教会の自律権の憲法的保障の価値決定に服するというのが連邦憲法裁判所の公式である<sup>26)</sup>。

教会の施設が、私法的形式を採用し、国の労働法が適用される場合でも、教会の固有事務を保障する自律権の憲法的保障が本質的意義をもつので、そのことから、教会の被用者は、契約締結によって、教会的な生活態度を持する忠誠義務が発生する<sup>27)</sup>。

## 6. 教会の被用者の教会的な生活態度を持する忠誠義務

この忠誠義務は、教会の信仰・倫理的教義の基本的原則を生活態度において遵守する義務であって、忠誠義務違反は解雇事由となる<sup>28)</sup>。連邦労働裁判所

は、この忠誠義務を、自律権から導かれる宣教の使命を遂行する職員の義務、あるいは教会と同視されるか、教会の信用にかかわる程、密接に特殊社会的使命に対応する義務と位置づけて等級化している<sup>29)</sup>。

これに対して、連邦憲法裁判所は、「忠誠義務決定」において、連邦労働裁判所の忠誠義務の限界画定と等級化の基礎づけを、違憲の方法で教会の独立の事務処理の自由を制限するものであるとしている<sup>30)</sup>。連邦憲法裁判所は、教会と、その宣教の信用、教会の特有の使命、信仰・倫理的教義の基本原則との近接度〔距離〕の意義、その重大な違反についての拘束力ある決定は、原則的に〔組織的教会〕(verfaßte Kirche)<sup>31)</sup>に委ねられ、忠誠義務の等級化の決定は教会の自律権に属すると判示した<sup>32)</sup>。

すなわち、1984年3月23日の連邦労働裁判所の判決では、カトリックの青少年寮の会計係の教会脱退は、信仰上の原則に対する重大な違反ではないので、解雇事由にならないと判示したが<sup>33)</sup>、連邦憲法裁判所の〔忠誠義務決定〕は、国家には宗教の教義にかかわる権限がなく、教会の立法者は自律権の憲法上の保障に基づき、契約内容を教会勤務の信仰に即した自己理解に基礎づけることが許されるので、職員の忠誠義務の等級化については、原則的に組織的教会の基準によると判示し、連邦労働裁判所判決を取り消したのである<sup>34)</sup>。リヒアルディも、これを世俗的傾向経営体の基準を教会勤務関係に持ち込むものと批判している<sup>35)</sup>。

## 7. 傾向労働関係と教会勤務関係の本質的相違

教会勤務関係は特殊な性格をもっており、傾向労働関係と本質的に異なっているが、これについては、連邦憲法裁判所の「プレーメン牧師決定」が、教会は、精神的・宗教的使命に特殊性を有し、部分的利益を代表する他の社会団体とは異なり、国家と同様に全体としての人間に訴えかけると判示している。カンペンハウゼンも、明確に教会とその施設は傾向経営体ではなく、その特殊な地位は、教会の憲法上の自律権に由来するものと説いている<sup>36)</sup>。

## 8. 教会の基本権拘束の問題——基本権の第三者効力と保護義務

この問題は、教会が私法形式を用いる場合に生じるが、これについては、連邦労働裁判所の1978年4月25日判決<sup>37)</sup>と1984年10月31日判決<sup>38)</sup>の、婚姻を理由とする解雇の事例が挙げられる。いずれも婚姻解消の原理的禁止という教会の自己理解は、教会の自律権の憲法上の保障の下にあり、国家の婚姻観を教会は受容しなくともよいと判示している。

ここで基本法6条1項との関係が問題になってくる。基本法6条1項は、1957年1月17日の連邦憲法裁判所の「夫婦合算課税事件決定」<sup>39)</sup>によると、婚姻と家庭特有の私的領域を保護する古典的基本権であり、制度的保障であるのみならず、公法・私法に及ぶ婚姻と家庭の領域全体についての原則規範、即ち、拘束力のある価値決定ということになる。

したがって、教会が労働関係に私法形式を用いた場合、教会は基本権に拘束されるかという問題が生じる。しかもここでは、私法関係における基本権効力の問題と国家の基本権保護義務の問題が生じる。

基本権の私人間効力の問題については、連邦労働裁判所は、基本権衝突の局面と捉え、解雇保護法1条2項における利益衡量の枠組の中で、結局、教会の自律権の憲法上の保障を優越させている<sup>40)</sup>。国家の基本権保護義務については、基本権保護のための私法関係形成は広範な立法裁量に委ねられているので、ワイマール憲法137条3項の「すべての人に適用される法律」の問題となつて、結局は教会の自律権の憲法上の保障が優越することとなる<sup>41)</sup>。

## II. 教会自治と被用者保護法

### 1. 公法上の団体である教会・宗教団体への国の労働法の適用免除（教会条項）

教会の自律権の憲法上の保障から、公法上の団体である教会および宗教団体に、国の労働法の適用が免除され、自治立法権が与えられる。そのことを、例えば、労働協約を適用除外とする経営組織法118条2項、雇用促進法6条3項の教会条項が示している。ただし、それには「すべての人に適用される法律の制限の範囲内」（ワイマール憲法137条3項）の制限留保が付されるが、そのような法律には、営業法や少年労働保護法が属し、解雇保護法も同様である。

## 2. 教会が自主労働立法する場合の被用者の団結権と教会の自律権の関係

教会が自主労働立法をする場合に、被用者の団結権と教会の自律権との関係が問題になる。これは、教会の基本権拘束という理論的枠組で論じられるが、判例・学説では未解決のままである<sup>42)</sup>。カンペンハウゼンは、基本権は国家対向的であって、教会対向的ではないと説き<sup>43)</sup>、ヘッセは、ワイマール憲法137条3項の「すべての人に適用される法律」を経由する方法で教会の直接的な基本権拘束が生じると説く<sup>44)</sup>。また、団結自由を保障する基本法9条3項2文が直接的な第三者効力をもつことから教会を拘束し、教会の自由を限界づけるとする学説もある<sup>45)</sup>。

連邦憲法裁判所の「公勤務・運輸・交通労働組合の立入権決定」も、基本法9条3項は、ワイマール憲法137条3項の意味での「すべての人に適用される法律」であって、基本法140条の教会条項は、他の基本権と同格であるとして、基本法9条3項の教会への妥当性を認めているが、同時に、第三者効力は団結の自由と教会の自律権の関係については何も言っていないと判示している<sup>46)</sup>。リヒアルディは、基本法9条3項は、第一次的には自由権として保障されていて、「すべての人に適用される法律」ではない。したがって、団結自由の効力は、ワイマール憲法137条3項の制約留保から根拠づけられない。結局、制約留保は、基準とならないと説いている<sup>47)</sup>。

連邦憲法裁判所の「共同決定判決」は、基本法9条3項は、労働協約制度のみが、労働関係の秩序形成の唯一の形式ではないと判示して、教会独自の労働立法制度を許容している。ただし、教会の自律権の憲法上の保障からは、争議権は排除されるとしている<sup>48)</sup>。

## 3. 教会の労働法制定法

教会の労働法制定法に関しては、福音主義教会では、教会勤務法、聖職者法と教会官吏法の中で規律されている。教会の職員と被用者については、勤務契約法と被用者代表法の形で定められている。カトリック教会においては、聖職者の勤務法は、教会法が規律している。労働契約については、「司教区民領域に対する委員会による労働契約法の制定に協力するための命令」、「上位司教区



民領域に対する委員会による労働契約法の制定に協力するための命令」が決議されており、「ドイツ・カリタス会の労働契約指針」が存在する。上の二つの命令により労働契約制定の協力のために労働法委員会が組織されるが、その決議に対しては教会法が優位し、司教が最終決定権をもつ<sup>49)</sup>。連邦労働裁判所は、カリタス会の労働契約指針は、規範的性格を有しないが、基本権効力の点で労働協約と同等の扱いを受け、基本法3条1項に照らして審査されると判示している<sup>50)</sup>。

### Ⅲ. 教会の経営組織法

国の共同決定法1条4項2文、経営組織法118条2項、連邦職員代表法112条は、宗教団体とその社会奉仕的・教育的施設を適用範囲から除外している。これは、基本法4条2項の宗教行事の基本権およびワイマール憲法137条3項と結合した基本法140条の教会自律権の憲法上の保障という基本法の国家・教会法秩序が立法において保障されたものである。これは、連邦労働裁判所の「フォルマルシュタイン決定」<sup>51)</sup>と連邦憲法裁判所の「ゴッホ事件決定」<sup>52)</sup>の判旨に明らかであり、通説となっている<sup>53)</sup>。また、この二つの決定は、教会の施設は傾向経営体ではなく、教会施設への経営組織法の拡張適用は教会自律権を侵害すると判示している<sup>54)</sup>。

### Ⅳ. 教会固有の経営組織法としての被用者代表法

経営組織法、職員代表法および共同決定法は、宗教団体およびその慈善・教育の施設につき適用除外を定めている。連邦憲法裁判所は、「ゴッホ事件決定」において、これを、ワイマール憲法137条3項の教会自律権の憲法上の保障により、教会が被用者とその代表機関の共同決定につき、自主的決定権を有する趣旨と判示した<sup>55)</sup>。「病院法決定」においては、教会独自の共同決定法を、教会の特別の観点を配慮し、教会の自己理解によって命じられた形式で実現できると判示した<sup>56)</sup>。連邦職員代表法112条は、宗教団体とその慈善・教育施設につき適用除外を定め、教会に職員代表について独自の規則制定権を認めている。この規定は、教会の裁量権を認めたのであって、義務を定めたものではない<sup>57)</sup>。

この領域における教会の自主的立法については、その内容が教会の信仰に則ったものであること、社会国家秩序を実現するために、国の労働秩序との整合性の保持が重要である<sup>58)</sup>。

カトリック教会の領域では、1985年11月15日の司教会議総会において、被用者代表法大綱法が制定され、1995年11月20日の法文で現在妥当している。福音主義教会では、ドイツ福音主義教会被用者代表教会法律が、1998年11月5日の改正法の形式で妥当している<sup>59)</sup>。

## V. 教会内部の法的紛争の裁判上の保護

教会の自律権の憲法的保障は、固有事務における法制定権限とともに自治的制定法の統制権限を含む<sup>60)</sup>。教会は、その正しい法の適用を保障するために、固有の教会裁判制度を創設することができる。教会の訴訟事件は、「すべての人に適用される法律」の限界が問題になる限り、国の裁判権に服する<sup>61)</sup>。

通常裁判権と行政裁判権は、教会職員の財産的請求権を根拠とする訴えを、教会の法的救済あるいは教会法律の指定が欠落している場合に、適法としているが、労働裁判所には、無制限に教会労働関係から生じる紛争において国の権利保護が与えられる<sup>62)</sup>。労働裁判所は、訴訟物が労働関係から生じる法的紛争の場合、それを判決手続によって決定する<sup>63)</sup>。教会法の適用が問題になる場合、教会固有の法的統制権の憲法上の保障の趣旨から、労働裁判所は、教会法を適用する権能と義務を有する。その場合、教会法の適用は、労働関係からの紛争における先決問題の役割を果たす<sup>64)</sup>。

## おわりに

ドイツにおいては、基本法の中で教会条項を内容とする国家教会法を有し、教会の自律権が憲法上保障され、法律においても適用除外を定める教会条項がある。教会も教会法と教会裁判所を有し、教会法である自主立法としての被用者代表法により、教会法に基づく教会の自己理解に則った基準によって、労働組合を有する被用者の労働関係を自主的に裁判手続によって解決する。この点は明らかに我国と異なるが、宗教団体に憲法上の自律権が保障され、教義や規

則につき国の裁判所はこれを尊重しなければならないこと。聖職者には特別の地位が認められること。信者に一定の忠誠義務が課されること。宗教団体の規則も、法秩序の基本原則（一般的恣意禁止、公序良俗）に反することは許されないことなどは参考になるとと思われる。

しかし、それ以上に法的誠実性、即ち、民主主義原理や憲法上の義務の遵守などの「不文の基準」を課せられるならば、国家の宗教的中立性の原理の厳格な解釈という観点からは問題があると思われる<sup>65)</sup>。

注)

- 1) 参照、拙稿「宗教法人の檀徒の地位をめぐる紛争と法律上の地位」ジュリスト臨時増刊・平成7年度重要判例解説7頁。
- 2) Richardi, Reinhard, Arbeitsrecht in der Kirche, 2. Aufl., 1992.
- 3) 参照、拙稿「国家の宗教的中立性原理——西ドイツの理論を中心にして——」水波朗教授退官記念『法と国家の基礎に在るもの』（三島＝栗城＝高見編・創文社・1988年）499頁。「国家教会法」の名称は、19世紀にRobert von Mohlが初めて用いた。教会とその他の公的団体との相違が自明のものとなって、国家教会法が必要不可欠であることが明らかになったからである。参照、Pirson, Dietrich, Die geschichtlichen Wurzeln des deutschen Staatskirchenrechts, in : hrsg. v. Joseph Listl u. Dietrich Pirson, Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland Bd. I. 2. Aufl., 1994, S. 11.
- 4) 石川健治「教会の自己決定権と労働者の忠誠義務」栗城＝戸波＝根森編『ドイツの憲法判例』（信山社・1996年）115頁以下、塩津徹「ドイツにおける公法上の宗教団体——『エホバの証人』の事例を中心にして——」宗教法21号2002年161頁。
- 5) Hesse, Konrad, Das Selbstbestimmungsrecht der Kirchen und Religionsgemeinschaften, in : Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, hrsg. von E.Friesenhahn u. U. Scheuner i. V. m. J. Listl, Bd. I. 1974, S.409 ff.
- 6) Hesse, a. a. O., S. 425 ff.
- 7) BVerfGE 18, 385.
- 8) BVerfGE 24, 236.
- 9) BVerfGE 42, 312.
- 10) BVerfGE 46, 73.
- 11) BVerfGE 53, 366.
- 12) BVerfGE 57, 220.

- 13) BVerfGE 66, 1
- 14) BVerfGE 70, 138.
- 15) BVerfGE 18, 385 「教区分割事件決定」;66, 1. 「教区分割事件決定」は、福音主義教会指導部の教区分割決定に対する異議申し立てを棄却した福音主義教会の教会憲法・行政裁判所の判決は、教会内部事項の領域の争いを決定したにすぎず、連邦憲法裁判所法 90 条 1 項の公権力に該当しないとして憲法異議申立を却下した。
- 16) カトリックにおいては、教会法によって聖職者の入籍 (Inkardination) [can.265 f.CIC]、権利義務 [can.273 ff.CIC]、司祭叙任権 (kanonische Verleihung) [can.523CIC] について規定している。参照、日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会『カトリック新教会法典』(有斐閣・1992年) 139頁以下、145頁以下、287頁。
- 17) 参照、Richardi, a. a. O., S. 5 ff.
- 18) 公務員法大綱法135条は、「この法律は、公法上の宗教団体とそれに属する団体に適用されない。それらの公務員と司牧者 (Seelsorger) の法律関係をこの法律に従って規律し、第 2 章第 2 節の規定を適用できると意思表示するかは、これらに委ねられる」と規定している。
- 19) 参照、Frank, Johann, Das Dienstrecht der Kirchen und Religions - gemeinschaften (§15 Dienstrecht und Arbeitsrecht), Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, hrsg. v. Friesenhahn u. Scheuner i. V. m.Listl, Bd. I. 1974, S. 669 (702f.) . Jurina, Josef, Das Dienst - und Arbeitsrecht im Bereich der Kirchen in der Bundesrepublik Deutschland,1978, S. 125 ff. Richardi, a. a. O., S. 15.
- 20) 教会法優位説については、参照、Geiger, Wilhelm, Die Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts zum kirchlichen Selbstbestimmungsrechts, Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht Bd. 26 (1981) S.156 (164). Richardi, a. a. O., S. 12.
- 21) BVerfGE 42, 312 [334].
- 22) BVerfGE 53, 366 [404].
- 23) BVerfGE 66, 1 [22].
- 24) 参照、BverfGE42, 312 [340]. なお、リヒアルディは、国の世界観的中立義務は、むしろ教会勤務とその労働法的規制にとって、教会の自律的規制を許すものとしている。Richardi,a.a.O.,S.28.
- 25) BVerfGE 46, 73 [87];53, 366 [392].
- 26) BVerfGE 53, 366 [404],参照、Richardi, a. a. O., S.39 ff.
- 27) BVerfGE 70, 138 [165].

- 28) 参照、Richardi, a. a. O., S. 57 f.
- 29) BAGE 30, 247 [256]; 34, 195 [205]; この1980年10月14日の「カリタス会秘書判決」(Caritassekretärin – Entscheidung) は、離婚したカリタス会のカトリック女性秘書が再婚して解雇された事案である。; BAGE 45, 250 [254 f.]
- 30) BVerfGE 70, 138 [172].
- 31) 「組織的教会」とは、公法上の団体の地位を承認された教会のことであり、“organisierte Kirche”とも表記される。参照、Richardi, a. a. O., SS. 209, 217, 240. BVerfGE 46, 73 [85] ; 53, 366 [391] ; 57, 220 [242] ; 70, 138 [162].
- 32) BVerfGE 70, 138 [168]. 本決定はまた、教会は自律権に基づく自治法定権(Regelungsautonomie)を有するが、それは基本法3条1項[一般的恣意禁止]、民法138条[良俗]、民法施行法30条[公序]のような法秩序の基本原則に矛盾してはならないと判示した [168]。同旨、Pirson, a. a. O., S. 51 Anm. 9.
- 33) BAGE 45, 250.
- 34) BVerfGE 70, 138 [165 ff.]. 参照、Rüthers, Bernd, Wie kirchentreu müssen kirchliche Arbeitnehmer sein? NJW 1986, 356 ff.
- 35) 参照、Richardi, a. a. O., S. 58.
- 36) BVerfGE 43, 312 [333]. 参照、Campenhausen, Axel von, Die Verantwortung der Kirche und des Staates für die Regelung von Arbeitsverhältnissen im kirchlichen Bereich, Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche (18) 1984, S. 9 (19f.). Rüther, Tendenzschutz und Kirchenautonomie im Arbeitsrecht, NJW 1978, 2066 (2069f.) Richardi, a. a. O., S. 59. クラッセンは、宗教団体と傾向経営体の相違を、宗教現象の特殊性に求めているが、その相違を量的なものとして認めており、通常の傾向保護を超えて宗教団体に経営組織法上の特別の地位を与えることに批判的である。参照、Classes, Claus Dieter, Religionsfreiheit und Staatskirchenrecht in der Grundrechtsordnung, 2003, S. 142 ff.
- 37) BAGE 30, 247.
- 38) BAGE 47, 144.
- 39) BVerfGE 6, 55 [71].
- 40) BAGE 30, 247 [262] ; 33, 14 [25f.] ; 47, 144 [158f.].
- 41) 参照、Richardi, a. a. O., S. 79 f.
- 42) BVerfGE 18, 385 [387]. 参照、Hesse, Konrad, Grundrechtsbindung der Kirchen?, in: Festschrift für Werner Weber, 1974, S. 447 f. Säcker, Horst, Die Grundrechtsbindung der Kirchen, Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht 17(1972), 386ff.
- 43) 参照、v. Campenhausen, in: v. Mangoldt – Klein – Starck, GG, 4. Aufl., 2001, Bd. 3. Art. 140 (Art. 137 WRV) Rdnr. 202.

- 44) 参照、Hesse, a. a. O., S. 456.
- 45) 参照、Hesse, a. a. O., S. 457. Weber, Hermann, Die Grundrechtsbindung der Kirchen, Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht 17 (1972), 386 ff. Frank, a. a. O., S. 692f.
- 46) BVerfGE 57, 220 [245].
- 47) 参照、Richardi, a. a. O., S. 105. Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 19. Aufl., 1993, Rdnr. 312 ff.
- 48) BVerfGE 50,290 [371]. 参照、Richardi,a.a.O.,S.123.
- 49) 参照、Heinzel,Jost,Rechtssammlung der Evangelisches – Lutherischen Kirche in Bayern, Stand : 31. 1. 2001. 500. 600. 650. 800. Richardi, a. a. O., S. 170 ff.
- 50) BAGE 14, 61 [63].
- 51) BAGE 29, 405 [409f.]. その他1969年12月19日決定、「ゴッホ事件」1975年11月21日決定。参照、Richardi, a. a. O., S. 207 ff.
- 52) BVerfGE 46, 73.
- 53) 参照、Dietz/Richardi, Betriebsverfassungsgesetz Bd. 1, 6. Aufl., 1981, § 118 Rdnr. 162 ff. Jurina, Josef, Das Dienst – und Arbeitsrecht im Bereich der Kirchen in der Bundesrepublik Deutschland, 1978, S. 151 ff. Marino, Gerhard, Die verfassungsrechtlichen Grundlagen des sogenannten Tendenzschutzes im Betriebsverfassungsrecht und Unternehmensverfassungsrecht, 1986, S. 152 ff. 反対説、Herschel, Wilhelm, Kirchliche Einrichtungen und Betriebsverfassung, AuR 1978, 172 (173f.). Ruland, Franz, Die Sonderstellung der Religionsgemeinschaften im Kündigungsschutzrecht und in den staatlichen Mitbestimmungsordnungen, NJW 1980, 89(91)
- 54) 参照、Richardi, a. a. O., S. 215
- 55) BVerfGE 46, 73[94].
- 56) BVerfGE 53, 366[405].
- 57) 参照、Hollerbach, Alexander, Das Staatskirchenrecht in der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts (2), Archiv des öffentlichen Rechts Bd.106 (1981) S.218(244Fn.60).
- 58) 参照、Richardi, a. a. O., S. 232. Badura, Peter, Das Staatskirchenrecht als Gegenstand des Verfassungsrechts – Die verfassungsrechtlichen Grundlagen des Staatskirchenrechts, in : hrsg. v. Listl u, Pirson, Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I . 2. Aufl., 1974, S. 244 ff.

- 59) 参照、Bleistein, Franz Josef, /Thiel, Adolf, Kommentar zur Rahmenordnung für eine Mitarbeitervertretungsordnung (MAVO), 3. Aufl., 1997. Fey, Detlev/Rehren, Olaf, (Hrsg.), Kirchengesetz über Mitarbeitervertretungen in der Evangelischen Kirche in Deutschland, Praxis Kommentar. 2002.
- 60) 参照、v, Campenhausen, a. a. O., Art. 140 (Art. 137WRV) Rdnr.112 ff.
- 61) 参照、Hollerbach, Handbuch des Staatsrechts, Bd. IV. : Freiheitsrechte, §138 Rdnr. 148 ff. ケストナーは、基本法92条の意味での裁判権の行使権能は、宗教上の団体権の構成要素ではないので、教会・宗教団体の自律権の憲法上の保障は、教会裁判と国家裁判の関係に対する解答とはならない。世俗的・国家的法治国家の公共の福祉の維持と教会事項についての最終的効力を有する権利保護保障からすれば、それは宗教的自律権における固有事務ではなく、Artt. 140GG/137Abs. 3WRVの保障に含まれないと説く。Kästner, Karl-Hermann, Staatliche Justizhoheit und religiöse Freiheit, 1991, S. 166 f.
- 62) BGHZ 34, 372 ; BverwGE 25, 266. 参照、v, Campenhausen, Staatskirchenrecht, 2. Aufl., 1983, S. 204 f.
- 63) 労働裁判所法2条1項3号、5項。
- 64) 参照、Richardi, a. a. O., S. 269.
- 65) 参照、塩津、前掲論文、168頁以下。